

平成30年度第2回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成30年7月26日(木) 9:30~11:00

2 場 所

福島テルサ3階 あづま

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

大河内 敬 子	鎌 田 真理子
川 崎 興 太	川 又 啓 蔵
横 田 純 子	渡 辺 光 則

【事務局】

商 工 労 働 部 長	橋 本 明 良
商工労働次長(産業振興担当)	新 関 勝 造
土 木 部 参 事	寺 木 正 宏
商 業 ま ち づ く り 課 長	佐 藤 淳 ほか

4 審 議

司会	<p>開会に先立ちまして、御連絡申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。</p> <p>傍聴者の方々にお願いを申し上げます。入室時にお配りしております傍聴に当たっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。</p> <p>ここで、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、次第、委員名簿、審議会規則、資料1から7、参考資料1、2となっております。不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、商工労働部長の橋本より御挨拶申し上げます。</p>
橋本部長	おはようございます。福島県商工労働部長の橋本でございます

す。4月から現職に就いておりまして、3月までは観光交流局長を務めておりました。横田委員をはじめ、皆様にはたいへんお世話になりましたことを改めまして御礼申し上げます。

それでは、福島県商業まちづくり審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

皆様には、昨年12月に商業まちづくり基本方針の見直しにかかる諮問をさせていただき、これまで2回の審議会において、商業まちづくりに関する現状や課題、今後の方向性等について、審議していただきました。

本日の審議会では、これまでの委員の皆様からの御意見を踏まえ、基本方針の具体的な修正案として事務局が作成しました中間整理素案について、御審議をお願いします。

また、条例に基づき、取組を促進している特定小売商業施設の地域貢献活動の状況や県内外での立地状況など、特定小売商業施設に関する現状について御説明させていただきますので、御意見等をいただきたいと思います。

震災からの復興・創生をさらに前に進めまして、県民の生活の安定に寄与する基本方針としてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの御立場から、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いを申し上げ、挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

司会

続きまして、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。

(出席した5名の委員を紹介)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は現在5名の委員に御出席いただいております。

審議会規則第3条第3項に定める過半数の出席をいただいております。審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、吉田委員については、本日御欠席、渡辺委員については、到着が少し遅れる予定となっております。(渡辺委員は後ほど遅れて参加。)

以上、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長をお願いいたします。

会長

まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させて

いただきたいと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。

本日の審議会の議事録署名人は、大河内委員 と 鎌田委員 をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(大河内委員、鎌田委員 了承)

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は議事が3つありますので、順番に進めていきたいと思います。まず、1つ目の「商業まちづくり基本方針」の見直しに関する審議の経過について、事務局から説明をお願いします。

商業まちづくり課
笹川主任主査

それでは、資料1を御覧ください。

「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御説明させていただきます。

これまでの審議会の経過ですが、平成29年12月21日に開催しました「平成29年度 第1回福島県商業まちづくり審議会」では、商工労働部長より川崎会長に対しまして、基本方針の見直しについて諮問いたしました。そして、事務局から商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化についてや基本方針見直しの今後の進め方について説明を行い、委員の皆様からは、今後の議論のポイントについて御意見をいただいたところです。

主な御意見としては、「福祉サービス等との連携」や「地域別に優先順位を付けて方向性を考える」、「若者の関わり」、「空き家等の活用」など、さまざまな御意見をいただきました。

次に、平成30年4月12日に開催しました「平成30年度 第1回福島県商業まちづくり審議会」では、12月の審議会における議論を踏まえ、事務局において、都市部、中山間地域等、避難地域等の3地域について、地域別にまとめた課題や方向性について、御意見をいただきました。

主な御意見としては、「他の政策分野との連携」や「歩いて楽しい場所づくり」、「長期的な視点でまちづくりを考える」といった御意見のほか、さまざま御意見をいただきました。

今回、事務局では、これまでの審議会でもいただいた御意見等を踏まえ、基本方針見直しの素案を作成しましたので、後ほど御審議いただければと思います。

以上、資料1「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御説明させていただきました。

<p>会長</p>	<p>これまでの議論の経過について御説明いただきましたが、只今の説明について、委員の皆様、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>只今、事務局から説明がありましたとおり、これまで我々は、社会経済情勢がどのように変化しているか、それを踏まえて今後の商業まちづくりの方向性をどうするかといったことを議論してきました。例えば、「空き家等の活用」であるとか、あるいは、本日も多くの課の方にお集まりいただいておりますが、「商業だけでなく他分野との連携」であるとか、あるいは、「長期間を見据えた商業まちづくり」といった御意見をいただきました。</p> <p>本日は、そういった皆様の御意見を踏まえ、商業まちづくり基本方針の中間整理素案として、事務局にまとめていただきましたので、引き続き、2つ目の議事になりますが、中間整理素案について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>それでは、「商業まちづくり基本方針（中間整理素案）について」を御説明いたします。</p> <p>中間整理素案の概要につきまして、資料2として整理しております。また、文章化した案につきましては資料4、その新旧対照表につきましては資料3にまとめています。主に資料2を用いて御説明させていただきますので、資料2を御覧ください。</p> <p>赤色の下線部分が今回、追加・修正した部分です。それぞれ、内容を修正したところは【修正】、項目や内容を追加したところは【追加】と記載しております。</p> <p>なお、資料右側の真ん中、「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」につきましては、今回の中間整理素案では修正等はしてございません。この部分については、本日の議事の(3)の「特定小売商業施設の地域貢献活動及び立地の状況等について」で事務局から現状を御説明させていただきます。文言の見直し案については、次回以降の審議会でお示しし、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>それでは、まずは今回の中間整理素案において、ポイントになる部分を御説明させていただきます。資料の左上の四角で囲まれたオレンジ色の部分を御覧ください。</p> <p>これまでの議論を踏まえ、4つの視点を追加しております。また、これら4つの視点は、資料真ん中の黄色の線で囲まれている「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」に反映</p>

されています。

4つの視点のうち、まず1つ目として、「商店街を含めたまちなかを「暮らしの充実」や「楽しさ」が感じられる場にする」という視点です。「買い物等を通して暮らしの充実が実感できるまちづくり」という考え方に、訪れた人が「楽しさ」を感じられる場にするすることで、商店街やまちなかに大型店やインターネット販売とは違う価値を付与することが重要であるという視点を加えました。

次に、2つ目として、「若い世代のまちづくりへの参画」という視点を追加しております。若い世代の意見を取り入れ、また、若い世代がまちなかでチャレンジできる環境を作ること、まちなかの新陳代謝が進み、新たな賑わいが生まれるとともに、将来のまちづくりの担い手の確保にもつながるという視点を追加しております。

次に、3つ目として、「空き家等の遊休不動産の活用」という視点を追加しました。人口減少等を背景とした空き家等の増加は、「都市のスポンジ化」などを引き起こし、生活環境や景観の悪化等を招くなど、まちづくりにおいて問題視されてきております。商業まちづくりを推進する上でも、今後も増加が懸念される空き家等を有効に活用しながら、地域全体のマネジメントも行うことで、地域の価値向上につなげることが重要という視点を追加したものです。

最後に、4つ目として、「歩いて健康的に暮らせるまちづくり」という視点を追加しました。買い物等を通して歩くことで、コミュニティが生まれ、商業やモノが動く。また、歩くことで県民の健康が保たれ、健康寿命の延長による社会的なコストの低減にもつながるという視点を追加しました。

以上の4点が今回の中間整理素案の中でポイントになる部分となります。以下、その他の主な変更点について説明させていただきます。

はじめに、資料左上「1 商業まちづくりの推進の意義」「(2) 条例制定の効果」「イ」を御覧ください。

今年6月、イオンモールいわき小名浜が、初めて条例の届出を経て出店したことを踏まえ、「新設届出を経て特定小売商業施設が誘導地域に出店」という記載を追加しております。

続きまして「(3) 県内のまち、商業等の現状」及び「(4) まちづくりの課題」につきましては、これまで過去2回の審議会において議論していただきました「社会経済情勢の変化」を踏まえて、修正しております。具体的な内容としましては、これまでの審議会でも整理しました、参考資料1「商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」を基に、新たな視点の追加、又は、元々の記載内容の修正などを行っております。詳細につい

ては、省略させていただきます。

また、資料2に戻っていただきまして、資料真ん中の上「2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」「(1) まちづくりの基本的な考え方」を御覧ください。「ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の部分に「公共交通との連携」という視点を追加しております。これは、国において、平成26年の都市再生特別措置法の改正によって、コンパクト・プラス・ネットワークを推進していることなどを踏まえ、公共交通等との連携を追加したものです。

次に、「ウ 7つの生活圏に基づくまちづくり」の部分に「避難地域等においては、住民の帰還状況や将来の人口予測など、中長期的な視点を踏まえる」ことが重要ということで、考え方を追加しております。

また、「エ 多様な主体による連携・協働のまちづくり」の部分については、官民の連携・協働だけでなく、「住民同士の協力」も重要という視点を追加しています。なお、これに関連しまして、参考資料2を御覧いただきたいと思います。こちらは、前回の審議会において、鎌田委員から御紹介いただいた、いわき市四倉新町地区における活動について、現地調査や聞き取り調査を行ってまとめたものですので、簡単に紹介させていただきます。

新町地区では、主に一人暮らし高齢者等を対象として、掃除、ゴミ出し、買い物等の日常生活の困りごとについて、会の役員やあらかじめ登録しているサポーターが中心となって、住民主体の支援活動を実施しております。サポーターによる支援活動については、活動に参加することで、市のボランティアポイントが付与されるという特典はありますが、それ以外の役員の活動などはボランティアとして実施されており、まさに住民同士の助け合いや協力によって成り立っている活動事例です。人口減少や少子高齢化を踏まえれば、こうした取組は今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

それでは、引き続き資料2を御覧ください。

真ん中の段の中段にあります「(3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向」については、先ほど御説明した4つのポイントが反映されております。内容については、先ほど御説明した通りですので、省略させていただきます。

次に、「(4) 県と市町村との役割分担」を御覧ください。

こちらは、「ア市町村の役割」に、連携中枢都市圏や定住自立圏構想などを持つ市町村間の圏域での連携による広域的なまちづくりの推進、県はそれに対する支援を追加しております。

地域連携、圏域連携については、先の国の研究会の報告書において、「圏域」単位のまちづくりを促進することの必要性が

指摘され、地方制度調査会においても、そのための法整備を検討していくとの方針が示されたところですので、今後ますます重要な視点になるものと考えられます。

続きまして、資料右側の上「3市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項」を御覧ください。

「(1) 市町村による商業まちづくりの推進に関する戦略的取組の意義」及び「(2) 基本構想の基本的な考え方」の「ア 基本構想の性格」に「小売商業施設の維持、買い物支援に関する施策を戦略的に実施すること」を追加しています。これは、買い物弱者の問題が深刻化する中で、市町村において、住民や事業者の意見を聴いた上で、買い物弱者の対策等について、ビジョンとして示し、連携・協働しながら進めることの重要性を改めて記載したものです。

また、「エ 基本構想策定に当たっての留意事項」については、「中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画との連携」について追加しております。

「(3) 基本構想の記載事項」の「イ 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項」に「複数の中心核の設置」を追加しています。

これは、平成26年度の中心市街地活性化法の改正の際に、1つの市町村に複数の中心市街地を定めることができることとされたことを踏まえ、追加したものです。

次に、資料右下の「5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項」を御覧ください。「(1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策」の「エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興」において、「移動手段となる公共交通ネットワークの形成等を支援」を追加しています。

また、「(2) その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項」のところに、新たに「ウ 他の政策分野等との連携」として項目を追加しております。これは、商業だけでなく、福祉分野、生活交通分野など、他の政策分野等と連携することの必要性を追加したものです。

資料2についての説明は以上でございます。御審議につきまして、よろしく申し上げます。

会長

これまでの我々の議論をかなり丁寧に拾っていただいて、それを踏まえた上で、中間整理素案を作っていただいたという印象を受けました。

ただ、資料2の右側の中段、「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」については、まだ修正が行われていないということで、その他の部分について、これまでの議論を踏まえる形で、赤線が引いてあるところの修正を行ったとい

	<p>うことです。この「4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」のところについては、次回以降の審議会で審議を行うということで、本日は、それ以外の部分について、御意見、御質問等をいただきたいと思います。</p> <p>何か御質問、御意見等はございますでしょうか。</p> <p>前回の審議会で御紹介のあった四倉の事例については、事務局が現地調査とヒアリングを行っていただいて、我々もこういう取組があるのだと、非常に勉強になったわけです。こういう視点が、今後大切ではないかということですが、どうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>きちんと調べていただいてありがとうございます。</p> <p>やはり高齢化も重要ですが、少子化も非常に重要で、福祉の領域では、むしろ少子化が問題であり、子どもを産み、育てやすい環境を作っていくこと、子育てしやすい環境を作っていくことこそ、高齢化の改善策になるのだという視点にシフトしてきています。</p> <p>そういう意味で、後ほどイトーヨーカ堂の助産師さんによる相談の事例も出てきますが、高齢者だけでなく、多世代に配慮したまちづくりということで、そういう言葉もちりばめられていますので、先ほど会長がおっしゃったように、これまでの議論を非常に丁寧にまとめ上げていただいたことに対して、事務局に感謝申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>改定のポイントということで、資料2の上に4つのことが書かれており、4つ目に「健康的に」というキーワードがあります。私も県といくつかの場面でお付き合いがあり、いろいろなところで、「健康」という言葉が県庁内で取り上げられていますが、これはどういった背景の元に出されたのでしょうか。審議会の議論の中では、関連する御意見はありましたが、直接的に「健康」という話はなかったと思うので、そのあたりをもう少し御説明いただければ良いのかなと思います。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>今年度、県でも「歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト」という事業を実施しておりますが、今回の中間整理素案にも入れさせていただいた「楽しく」と「歩く」という視点を踏まえ、コミュニケーションを取りながら楽しく歩くと意外に長い距離を歩くこともできるということがございます。</p> <p>また、部局間連携、他の政策分野との連携ということもあり、福島県は健康指標が悪化していますので、まちなかを歩く舞台として、楽しみながら歩くことで健康にも資するということが</p>

	<p>あると思います。</p> <p>今後、社会保障費の負担という面においても、歩くことで医療費の軽減にもつながりますので、ある意味では持続可能なまちづくり、持続可能な社会という視点から「健康」というキーワードを入れたものです。</p>
会長	<p>国交省や厚労省でもいろいろなガイドラインを策定し、歩いて健康的にということが1つの潮流となっているので、それを取り入れたということかと思います。</p>
委員	<p>資料の中で、岐阜市の8,000歩歩くまちづくりというのが紹介されており、これは健康の維持、健康寿命の延伸をいかに実現するかという取組かと思いますが、福島県は健康に関する指数が落ちているという話でした。</p> <p>いわき市では、高齢者が介護保険を使わずにいかに健康的に老いていけるかということで、「シルバーリハビリ体操」という取組が行われています。現在、市内200数十箇所で、住民が日常的に通い、体操をすることで介護予防につなげる体操教室が立ち上がっていますが、それが商業施設の中にも設けられたりもしています。また、私の母の知り合いには、北海道の大きなイオンモールの中を端から端まで1日何往復もして、御自身で健康維持の努力をしているという例もあります。</p> <p>そういうことで、健康寿命をいかに延伸するかということとまちづくりが非常にリンクしているキーワードになっているかと思います。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>2つあります。</p> <p>1つは、資料2の真ん中「2商業まちづくりの推進に関する基本的な方向」の中の「(1)ーウ」、「避難地域の住民の帰還状況や将来の人口予測など、中長期的な視点を踏まえる」とありますが、帰還状況を見ても将来の予測は難しいのではないかと思います。中長期的に見ても、将来的に何人戻るかというのはわからない状況かと思いますが、「中長期的な視点を踏まえる」という言葉はもしかすると不要で、「帰還する人々の状況を踏まえて柔軟に対応する」であるとか、その場その場の状況に応じて考えていくことが大事だと思います。中長期的に見てもあまり意味がないのかなと思います。</p> <p>2つ目は、私も歩くことは大事だと思うのですが、「5-(1)ーエ」「買い物など日常生活の移動手段となる公共交通ネットワーク形成等を支援する」ということは、「歩いて暮らせる」</p>

	<p>という部分と矛盾しないでしょうか。どうせなら歩いてもらった方がよいのではないかとも思うのですが、やはり歩けない人もいるので公共交通は必要なのだろうなど自問自答していたところでした。</p>
<p>会長</p>	<p>この意図としては、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興というところなので、避難指示が解除された地域で、事業所の再開率も今一つ良くなっていない中で、各市町村が復興拠点としてお店や医療施設などを整備していますが、帰る住民の方は基本的に御自宅に戻っていますので、例えば、山奥の自宅から復興拠点まで行けないということを想定しているのだと思います。</p> <p>このあたりの考え方について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>これは、前回の審議会において御指摘があった点ですが、今年3月に策定した避難地域における広域公共交通網形成計画については、実際のルートが確定していないということがありますので、商業施設など核となる部分をきちんと結んだルートを今後作っていかないと公共交通としても機能していかないのではないかということでした。</p> <p>そのあたりを踏まえまして、住民の帰還状況、住民がどこに住むのか、どこに集うのかということをも1つのスポットとして、そこをきちんと公共交通で結んでいくことが大事ではないかということを追加したものです。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうことであれば、「買い物弱者が」などを入れるとよいのかなと思います。復興に取り組んでいるところは、まちもコンパクトに作られており、買い物もしやすい状況が作られていると思いますが、自宅に戻った方にとっては、買い物の拠点が遠くなり、買い物弱者になってしまうこともあるということも踏まえて、広域公共交通のネットワークを整備しようということだと思いますので、コンパクトというところと一緒に見えてしまうともったいないのかなと思います。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>御指摘を踏まえまして、対象者を明確するなど、素案の見直しを検討したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それから1点目、資料2の真ん中の段「2-(1)-ウ」にある「中長期的な」という部分については、前回の審議会でも、避難地域の今後に関しては、現在行われている公共事業が過大な投資にならないように、今後中長期的な見通しの元に対応し</p>

ていく必要があるのではないかという御意見を踏まえたものと思います。只今の御意見は、中長期的な見通しといってもそう簡単にはできないので、予測を立てて計画的に進めるというよりは、随時、弾力性をもって見直しを図る中で、その都度適切に対応していくことが良いのではないかという御意見でした。これについては、両面あることだと思いますので、事務局で御検討いただきたいと思います。

委員

避難区域について御議論いただき、避難区域及びそれに類する地域に住む者として非常にうれしく思います。

改正のポイントの「③空き家等の遊休不動産の有効活用」に関しては、かなり積極的にいろいろと議論がされていますが、一方で、いくら基本方針で謳っても、建築基準法や都市計画法の線引きがある以上、突破できない部分があるのではないかと思います。それは、自分自身が震災復興の一環として、自らが経営する会社の施設を建て直したり、改築したりする上で、まちの中心部に事業所があることで、何らかの形で賑わいに寄与するようなことをしたいと思っても、上位法があるので、その範囲でしかできないということがあるわけです。

特に、実際の数字でも明らかですが、今存在している遊休不動産の少なくとも相当程度は、建築基準法でいうところの既存不適格、それから、都市計画法のゾーニングの目的に必ずしも合致していない建物となっているわけです。変に後ろ向きなことを言って申し訳ありませんが、いくら基本方針で謳ってもその先の法令でたががはめられているので、なかなか難しいと思います。基本方針の趣旨に合うかどうかは分かりませんが、そのような法令の規制緩和や弾力的な運用に関する働きかけを県としてもやっていくというような視点の文言があっても良いのではないかと感じています。

歩くことについてですが、実は公共交通機関が整っている地域の方が、人は歩く時間と距離が長くなります。これは消費行動調査で明らかです。特に都市部ではそうですが、3分から5分の徒歩の積み重ねで歩く距離と時間を稼いでいるというのが現状です。どうして歩いているかという、公共交通機関の乗り降りや乗り換えによって歩いているというのが現状で、例えば、歩かせるために公共交通機関を制限してしまうといったやり方では長続きしません。もし歩いて健康的に暮らせるまちづくりというものを推進していくのであれば、例えば、都市部に関しては公共交通機関を充実させることで徒歩機会の伸長を図るとか、農村部など公共交通機関が疎な地域では、別の方法で歩けるまちを目指していくとか、そういう考え方もこの基本方針の中にあっても良いのかなと思います。

<p>会長</p>	<p>1点目の遊休不動産の有効活用は、他法令の縛りがあるとなかなか難しいのではないかという点は、御指摘の通りだと思います。過去10年、20年前から我が国ではコンバージョンだとか、リノベーションだとか、そういった取組が行われていますが、いつも建築基準法や消防法など、いろいろな法令の壁に当たって、なかなか取組が進まないということがあります。県内部で法令の限界を突破することはできないので、少なくとも国への働きかけなどによって取組が進むようにすべきではないかというお話ですので、直接的に基本方針に書くかどうかは別として、そういう取組は私自身も必要だと思います。</p> <p>それからもう1点は、公共交通の話ですが、公共交通機関が充実している地域ほど、実は歩く距離が少なくなるのではなく、増えているという調査結果が出ているということでした。私がちょっと前に読んだ論文では、人口や都市機能などが疎な状態、まばらな状態よりも密度が高い、しかも景観が良いとか、安全に歩けるとか、賑わっているところや良い環境ができていところほど人は歩くということでした。</p> <p>そういった意味でも、他分野との連携が必要だというこれまでの皆さんの御意見を踏まえて、今日の間整理素案ができていますので、是非これまで以上に他分野との連携を強力に行いながら進めていければ良いなと思いました。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>まず結論を言うと、商業まちづくり基本方針はどちらかというと経済的な政策ですので、法律の視点からすれば明らかに不合理でない限り、また条例なので法律の範囲内であれば、大きな問題はなく、非常に良くまとまっている方針だと思います。</p> <p>さらに追加すると、これは基本方針と言うよりはこれからの話かもしれませんが、法律の面から見ると目的と目的を達成するための手段との間の合理性を考えてしまいます。もちろん経済的政策なので、明らかに不合理でなければ良いのですが、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制をすることによって、どのようになって目的が達成されるかが見えてこないところがあり、ワンクッション抜けているような感じがします。特定小売施設の立地の誘導及び抑制をすることで、どういうまちを想定して、基本方針を達成しようとしているのかというのがイメージできていません。</p> <p>先ほど公共交通ネットワークの話も出ましたが、福島は広いので歩いて買い物に行こうとしても行けない人がたくさんいます。私も中心市街地に歩いて行けと言われたら少し嫌だなと思いますし、おそらくバスなどで中心市街地に行ってから歩いて</p>

	<p>買い物をするというようなことなのかなと思っていました。どのようなまちを想定しているのかが私の中でまだイメージできていないので、今後そういうところをもう少し具体的に示していただけると良いのかなと思います。</p>
会長	<p>前段でおっしゃった特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関しては、今日はまだ修正を加えていないので、次回以降にもっと詳しくお話ししたいと思います。ただ、最後の議題でそれに関する現状などについて、事務局から説明していただく予定となっていますので、そこでまた御意見があれば改めていただければと思います。</p> <p>それから、基本方針に基づいてどういう県土やまちができるのかというビジョンが見えないというお話については、基本方針ですので、例えば、前段のところにコンパクトなまちづくりであるとか、具体的な都市像というよりはもう少し軟らかい表現になっています。県が具体的なビジョンを示すというよりは、例えば、市町村は、条例に基づく商業まちづくりのビジョンを作ることができるので、具体的には市町村がそれぞれの都市の特質に合わせたビジョンを策定しましょうという構造になっています。ただ、基本的な考え方、コンパクトなまちづくりであるとか、健康に配慮したといった原理原則を基本方針で示しているということだと思います。</p>
委員	<p>もちろん明らかに不合理でなければ良いので、県としてはなかなか具体的なところまで示せないというのは分かるのですが、なんとなく合理性が見えてこないというのがあるので、多少どういう風にすればどうなるというものを示していければ良いのかなと思った次第です。</p>
会長	<p>今の御意見を踏まえて追記すべきところがあれば御検討いただければと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>実は福島経済同友会の事務局をやっております、今日、国見町で、「株式会社陽と人」を作り、福島のためにいろいろ努力してくださっている元国家公務員の小林味愛さんの朝食懇談会に参加し、御講演をいただいてまいりました。その中で非常におもしろく、基本方針とも関連すると思いますので、御紹介させていただきます。</p> <p>小林さんは、元は衆議院で法律の策定などにも携わっていた方なので明るいのだと思いますが、やはり人口減少、高齢化社会、このあたりがまだまだ実感としていろいろなところに反映</p>

されていないのではないかとということです。声高々に言われており、我々も確かに先のこととしては思っているのですが、まだ現実にはいろいろなところに反映していないのではないかなと思います。国見町に関しても今9,000人の人口が何年後かには半分の4,000人になってしまいます。果たしてそれを見越して、地域循環型の構想ができあがっているのだろうかという問題提起がありました。

そのような中で結局は、行政や自治体頼みではなくて地域で社会を作っていかなければダメだということです。また、自治体に縛られずに、経済圏域を考えていかなければ20、30年後はダメだと思います。そのために、今、一生懸命まちおこしをしていますが、成功したのは1割ほどで、まだまだどうなるかわからないというお話で、間違いないと思いました。まちづくりについてもそういった視点をもっと必要で、検証しながらやっていかなければいけないと思います。

また、まちづくりには直接関係ありませんが、一度有名になりました夕張市の総括はできているのかなと思います。なぜあのようになり、今はこうなっているということについて、先行モデルがあるわけですから、そういったものも改めて頭に入れた上で、検証しながらチェックを加えていく必要があると思いました。

当研究所でも研究員と近々予想されている北部の大型商業施設について、いろいろと話をしたのですが、他県に流れるよりはこちらにあった方が良いという意見もありつつも、佐賀のケースのように、経済原則に合わなければ結局撤退してしまいます。その後はどうなってしまうかもきちんと想定してまちづくりを考えていかなければいけないと思います。そうするとやはりコンパクトシティが良いのかなと思いました。

この資料につきましては非常によくできていますので特に細かいところについては問題ないと思います。

会長

たくさん示唆に富むキーワードなり考え方をいただいたと思うのですが、特に人口減少を見据えた圏域単位のまちづくりに関しては、実は資料2だけだと見えづらいのですが、資料3、資料4に関しては結構手を入れてあります。事前に資料を配布しているので、目は通していただいているかもしれませんが、そのあたりも今後の人口減少社会を見据えると大切だということは、実はふんだんに盛り込まれているというような印象を私は持っています。

それから夕張の事例も聞くまでもなく、今以上に真摯に人口減少などの動向を捉えて考えていく必要があるのではないかとということでした。

	<p>この基本方針は概ね5年ごとに見直すことになっているので、また5年経ったときにはまた違った方向性が見えるかもしれないと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。もしなければ今日欠席になっている吉田先生から事前に御意見をいただいているので事務所から御紹介いただきたいと思います。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>吉田委員から事前にコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。資料4で、御指摘いただいた点について、御紹介したいと思います。</p> <p>10ページの31行目、④ですが、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画の後に地域公共交通網形成計画を加えていただくとバランスが取れるということです。この3つがセットになって議論されているという部分もあるので、追加をお願いできればというコメントをいただいております。</p> <p>次に、11ページ7行目をお開きください。</p> <p>まずは赤字の上段部分からですが、「中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましい」とありますが、そもそも中心核が存在しない、あるいは設定できないというケースも少なくないと思います。この点から考えれば「核に集約する」というよりも「核を集約していく」という考え方を取る方が現実的かもしれません。その点を考慮した指針になるということが今回求められるようになるのではないかとこのコメントもいただいております。</p> <p>次に3つ目になりますが、15ページ36行目を御覧ください。</p> <p>これも一番下の赤字の部分です。先ほどのお話でも出ておりましたが「生活交通分野」とありますが、県庁の所管は「生活交通課」ではあるものの、「交流」の促進を考えれば、必ずしも「生活交通」に括り過ぎる必要はないのではないかと。「公共交通分野」とした方が適切かと思われるとのコメントをいただいております。</p> <p>また、その他、「買い物弱者」という言葉の使い方、「スポンジ化」又は「自動車を運転できない方」といった文言を入れるであるとか、文言の使い方、表現についてのコメントもいただいております。</p> <p>次回の審議会までに、吉田委員と連絡を取りながら、その案について調整を行いたいと思っております。基本的に吉田委員の考え方に沿うような形で今後検討してまいりたいと思っておりますが、詳細については吉田委員との調整の上、次回の修正案に反映してまいりたいと考えております。</p>

会長	他にいかがでしょうか。
委員	<p>この資料自体の質問ではないのですが、例えば、まちづくりでの歩きやすさというところだと思うのですが、実際に歩きやすくなったのかという検証はされるのかなと思っています。先日、暑い中おばあさんがバス停まで歩いて行って、バスに乗ってまちなかに買い物に行こうとしていたのですが、家から20分くらい歩いて、バス停でバス待っていた際に倒れてしまいました。バス停には日陰も何もなく、20分間36℃の中歩いてきて、傘も差さず、帽子も被らずにいたので、歩くこと自体が危険な状態であったようです。歩きやすさというのが道路やアクセスだけでなく、バス停に日陰があるかなども歩きやすさの中に含めて検証しても良いのかなと思っていました。それは県ではなくて市町村がやるべきなのか、又は設置した人がやるべきなのかは分かりませんが、そこまでやることで本当に福島県として歩きやすいということになるとと思っています。</p>
会長	<p>それは私自身も大事な視点だと思っていてまして、国も含めた行政で、「コンパクトシティ」や「立地適正化計画」、「歩いて楽しい」などと言いながら、都市機能を集約化しようとしているわけです。あるいはゾーニングを行って居住・立地構造を改善しようとしているわけですが、いざまちなかで商業施設をつくったり、リノベーションをしたり、空き店舗を活用したりしながら、これから増えていくであろうお年寄りが実際に歩ける構造になっているかというところがそうならないことが多々あります。お年寄りには、学会・論文だと500メートルが無理なく歩ける限度と言われていますが、例えば、1キロの商店街があったとして、500メートルに1つもベンチが無かったりもしますし、実際は500メートルも歩けないお年寄りがたくさんいます。例えば、100メートル毎に緑陰空間のついたベンチがあれば、商店街を楽しんで散歩ができますし、高齢者でもデートができる空間ができるわけです。大仕掛けのコンパクトシティも良いのですが、実際に日陰があり、この暑い中でも快適に歩ける空間になっているのかということは、非常に大事な御指摘だと思いました。</p>
委員	<p>そういった安全配慮、ユニバーサルデザインのチェックというのは、おそらくいろいろな市町村で行われていると思います。段差や緑陰、休むスペースがあるかなど、ユニバーサルデザイン的な視点でのチェックというのは、男女共同参画部門であったり、社会福祉協議会であったり、そういったところでチェックは行われていると思います。そういった安全の状況について、</p>

	危険地域のチェックなどのデータは、自治体で差はあるにしても、取組はあるかと思いますがいかがでしょうか。
商業まちづくり課 佐藤課長	私の立場で全てをお答えするのは難しいとは思いますが、確かにハード的な部分、運用的な部分というのはお互いに完全にミックスされないと使い勝手が良くないと思います。そういった部分で、都市計画や道路などのハード面は、土木部が所管していますし、大雑把に申し上げさせていただければ、今回他の政策分野との連携も大きなテーマとなっております。ですから改めて「歩く」という視点の中で、本当に歩きやすいというのはどういうことなのかという部分については、今回理念としてはこのように盛り込んだ上で、実務としては今後の大きな研究課題として今回は預からせていただきたいと思います。
委員	今のお話で思い出したのですが、他分野ということで、障害者差別解消法というのが2016年にできています。障害者の方たち、あるいは認知症の方たちを含めて、生活のしづらさのような困った状況にある方については、合理的配慮が必要ということになっています。これは公共機関は義務、民間は努力義務ですが、そういった合理的配慮というキーワードで県の条例もこの秋に議会を通すと聞いておりますので、そちらの分野とも今後連携していただくとまたチェックなどもできるかと思えます。
委員	七日町通りは観光客が多く、今回も段差を1センチくらいにしたのですが、基本的に並んで歩けないので、観光客が縦になって歩いており、会話が成り立たない状況です。それを歩きやすいのかと言われたときに、段差が1センチだから歩きやすいということではなく、そもそもここを歩く人たちはどのようなシチュエーションで歩くのかを考えて作れば良いのだと思います。電柱や歩行者を避けなければいけないことを考えると、もう少し車幅を狭くしても歩道を広くすることが必要だと思います。そういった基準がないので、その基準がきちんとあればもう少し商店街としての歩きやすさというところがあり、外から来た方も「良かったね」となると思います。今のままの七日町では、駐車場は整備されていますが、たくさん人が来たときに歩道から車道に下りて歩いており危ないので、何なら車を全部止めてしまえば良いと思っています。そういうことも踏まえると歩きやすさという点で福島県の基準は欲しいのかなと思いました。
会長	実は私、今年くらいから七日町通りに少し頻繁に通っており

	<p>まして、二年間ほどかけて少し良くしようかと思っています。あそこは上の区、中の区、下の区とあって、七日町駅のある下の区の方は、電線の地中化などを行って、少し歩きやすくなっておりますが、根本的な問題は車道の交通量が多過ぎることだと思います。地元ではそこを一方通行にしようなどの議論もあったようです。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>1つだけ質問ですが、長岡市のアオーレというところは皆さんは御存じでしょうか。私は初めて知ったのですが、いろいろな自治体の方が見学には来るのですが、全然他では取り入れられていないということで、あのようなものを県でも検討したことがあるのかどうか、もしあるのであればどのようなお考えなのか。福島市でもこれからやろうとしています、やはり駅を中心としたまちづくりというのは、個人的には大事だと思いますので、アオーレ、あるいはコンパクトシティでは富山など、他県の例についてどのようなお考えになっているか、何かありましたらお願いします。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>県内ではまだなかなかないかと思いますが、そのあたりの事例につきましては、次の議題の中で岐阜市の事例もありますし、富山市のLRTの事例も後ほど御紹介させていただきたいと思います。我々もそういった事例を幅広く情報収集し、都市計画、まちづくり分野と提携しながら、市町村への情報提供に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>避難区域のことに關してです。資料2の「1-(4)-ウ」と「5-(1)-エ」でも謳われていることなのですが、これが先ほど話にも出ました少子高齢化や過疎化などの顕在化をもう少し意識するべきではないかという話とも関連してくるのですが、私は仕事で原発事故で避難している町の避難住民調査に関わっています。既に1,000件程度の調査をしています。その中では、現在60歳以上の方の相当割合の方がかつての自宅の撤去を希望しています。かつ、撤去した後そこに住宅の再建を希望しています。この方たちは避難先に家を建てています。避難区域に關しては、行政は集約のまちづくりを目指している一方で、住民は避難元つまり故郷に家を建てても、多くの場合は、将来にわたっても避難先に建てた家と故郷の家を行き来するなど、そこに常に住むわけではないので、分散と不在のまちづくりをしようとしている。行政と住民が相反することを避難区域では始まっているということです。現在60歳以上の方が多いということになると、高齢化でしかも過疎で、行政は集約、</p>

	<p>住民は分散という理屈では割り切れない部分も混ざったものが、今後数年間の間に非常に分かりやすく顕在化して、少なくとも福島第一原発周辺で発生してくるということです。あまり良い言葉ではありませんが、こうした現象はまるで過疎についてのモデルケースのような形で起こるので、是非、原発事故による避難区域の足の確保の問題を、中山間地域の足の確保や改善の問題などにつなげていく機会にさせていただければ良いと思います。中間整理素案とは直接関係ないかもしれませんが、現実としてこういう問題が起こっていて、これも関連するかと思いましたので最後に発言させていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>御指摘は2つあるかと思いますが、1つは今後中長期的な予測ができる面がある一方で、不確実な側面があるので、弾力的に状況を見ながら、今後の政策についても見直していく必要があるのではないかとということ。</p> <p>もう1つは、ある種望んだ結果ではないかも知れませんが、原発周辺で起きていることが福島の中山間地域の多くの地域で意図せぬモデルケースになり得るかもしれないので、その動向を踏まえながら中山間地域の問題解決につながるようなヒントが得られればという御指摘かと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>もしなければ今日もたくさんの御意見をいただいたわけですが、そういった点を踏まえて、事務局の方で次回の審議会までに、直接的に素案に入れ込むかどうかも含めて、御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事の最後になりますが「特定小売商業施設の地域貢献活動及び立地の状況等について」ということで、これは商業まち条例の3つの柱のうちの2つに関することだと思っておりますが、事務局より御説明お願いいたします。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>資料5を御覧ください。</p> <p>商業まちづくり推進条例では、特に規模の大きな特定小売商業施設は、地域に期待される役割やまちづくりへの影響も大きいと考えられるため、地域との共存共栄の観点から、まちづくりの推進に寄与する自発的な活動として、地域貢献活動を求めています。近年の状況について御報告いたします。</p> <p>県では、年に1度、条例に基づきまして、休止中の施設を除いて県内に60ある特定小売商業施設全てに、活動実績と活動計画の報告書の提出を求めています。その提出状況の推移を表したものが、左上の1のグラフになります。平成28年度以降、ガイドラインや報告様式の変更に加えまして、事務局から積極的な働きかけを行ったこともございまして、地域貢献活動</p>

報告書の提出率が上昇しております。

2番の「地域貢献活動の内容」のグラフは、主に平成28営業年度の実績をまとめたものでございますが、「③地域づくりへの参加・協力」や「⑫環境への配慮」が多くなっております。具体的な内容としましては、「③地域づくりへの参加」としましては、地域のイベントやお祭りへの協賛、場所の提供など、「⑫環境への配慮」としては、店内照明のLED化やレジ袋削減などが増えてございます。

次に、3番の「地域貢献活動の促進に係る県の取組」でございしますが、県では、特定小売商業施設の自発的で、より積極的な地域貢献活動を促進するため、通知等によって定期的に働きかけを行うほか、模範的な活動等を調査し、県ホームページで公開するなどの取組を行っております。

右下の点線四角で囲まれている部分に、優良事例の一例を御紹介させていただいておりますが、こうした取組のほか、県内の優良事例や模範的な取組を県のホームページで御紹介しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

こうした取組もございまして、報告書の提出率上昇も含め、特定小売商業施設における地域との共存共栄の意識向上や自発的な取組が促進されているものと考えております。

資料5の説明は以上でございます。

引き続きまして資料6をご用意ください

「特定小売商業施設の立地の状況等について」御説明いたします。それではまず1ページを御覧ください。

これは現在の基本方針におけます特定小売商業施設の立地調整の考え方でございますが、みなさんも御存じのように大きく3つの柱に分けられております。左側の(1)は基本的な考え方、右側の(2)(3)は誘導・抑制の要件について記載しております。本日は、こちらの要件につきましては次回以降に審議いただきますので、今回は見直しに当たって参考になるような本県及び他県の状況について御説明したいと思っております。

2ページを御覧ください。

こちらは「本県と他県の大規模店の出店状況」です。左側の棒グラフは、本県の大規模店の出店状況につきまして、大規模小売店舗立地法による届出を参照して、立地環境別の店舗面積を年度ごとに累計したものです。条例施行の経過措置が適用となった平成19年度までの出店状況は市街化調整区域等の郊外への出店(緑色の部分でございます)が多かったのですが、それ以降は郊外出店の店舗面積が減少しております。平成29年度に赤の商業系の店舗面積が大きくなってございますが、これは今年6月にオープンした「イオンモールいわき小名浜」の出店によ

るものです。

次に、右側の表は震災後に大店立地法の届出があった店舗ベースに「東北6県及び隣県の大型店の出店状況」として整理したものです。他県の6,000㎡以上の状況を見ますと、東北では宮城県の12件、岩手県の10件が多くなっており、その他では茨城県の18件が多くなっており、本県の2件はこの中では最も少なくなっております。他県の立地環境別では詳細には積み上げてはおりませんが、郊外等への出店が多いものと思われま

す。

3ページを御覧ください。

これは、商業統計調査や経済センサス活動調査のデータを基に、東北各県の事業所数、従業員数、年間商品販売額、店舗面積を示したものでございます。各県とも平成24年、平成28年の数値を条例施行前後の平成19年の数値と比較して、その増減率を示しております。ここから読み取れる本県の主な状況を申し上げますと、平成28年の対19年比での増減では、事業所数におきましては、秋田県に次いで2番目の減少率、従業員数と面積は、最も減少率が高くなっております。特に面積が16.6%の減少と他県と比較して大きく減少しておりますが、これは震災等の影響により小売事業者の廃業の影響のほか、郊外への大型店の立地が抑制されていることも影響しているものと考えております。

また、その反面、販売額が宮城県に次ぐ増加率になっております。これにつきましては震災後の消費需要の増加に加えまして、被災地は大変厳しい状況にありながらも県内全体につきましては商業環境は何とか維持できた面もあったのではないかと考えております。

次に、「大型店出店による周辺への影響」ということで4つの大型店出店による事例について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

これは宮城県名取市に平成19年2月にオープンした大型店による影響を考えるための資料です。左の表は、名取市及びその近隣の市町における大型店オープン前後の状況について推計するため、平成19年と24年の年間商品販売額を比較しております。これを見ますと、オープンした大型店の販売額がカウントされている名取市の平成24年の販売額は、対19年比で、110.8%となっており、その周辺で比較的商業が集積している市町は70%台から80%前半と大きく販売額を減少させております。右の表では、全国及び本県を含む東北数県の県全体での19年と24年の比較をしておりますが、この間、商品販売額はすべてで減少しております。改めて左の表を見ますと、大型店オープンにより名取市では販売額が大きく増加し、その

周辺の市町では大きく減少していることが理解できるかと思えます。また、右下のグラフは名取市内の中心市街地内の商店街の合計、あるいは名取市全体の販売額の推移を示したものでございます。なお、これだけのデータで確実な分析ができたとは言えるものではございませんが、あくまでも推計ということで御理解いただきたいと思います。

次に、5ページを御覧ください。

これは山形県天童市に平成26年3月にオープンしました大型店による影響を考えるための資料です。これも名取市同様、大型店がオープンした前後の統計を見ますと、立地した天童市では年間商品販売額を大きく伸ばしている一方で、周辺自治体では減少、あるいは増加してもその増加率が他県と比較しても低い自治体が多いことを示しています。

次に、6ページを御覧ください。

これは長野県松本市に平成29年7月にオープンした大型店による影響を考えるための資料です。これは、松本市と松本商工会議所が、大型店出店によって大型店から半径5km圏内の事業者にはどのような影響があったかを調査したものです。結果は、来店客数、売上とも4割以上の事業者が「かなり減った」あるいは「多少減った」と回答しております。また、今後の来店客や売上の見通しでは、どちらも「増加する」が1割、「変わらない」が5割、「減少する」が4割となっております。

これらからは、大型店が出店しますと周辺事業者への影響は大きいとの結果が出ているのではないかと思います。

最後に、7ページを御覧ください。

これは岡山県岡山市の中心市街地に平成26年12月にオープンした大型店による影響を考えるための資料です。

これは、岡山市、岡山商工会議所、岡山大学が連携し、大型店オープンによる岡山市の商業に与える影響について調査したものです。この調査は、中心市街地内に出店した大型店と市街地内の商店街との関係について推計できるものですが、顧客側への調査では、大型店に近い商店街は来街者が増加していること、また少し離れた商店街においても増加しているところがあり、まちにある程度の人々の回遊がみられる結果となっております。また、商店街側への調査では、大型店出店による衰退感の割合が減少している一方、「良くも悪くもなっていない」との回答の割合が増加しており、商店街の売り上げには今一つ結びついていないのではないかとこの調査結果はまとめております。

今までの資料を簡単に総括しますと、大型店が出店すると、それが立地した自治体は年間商品販売額を大きく増加させる一方、その周辺自治体の販売額を減少させることとなるというこ

とのみならず、立地した自治体内においても、中心市街地から離れたところに立地されれば中心市街地はその影響を受けるおそれがある、ただし中心市街地内に立地されればまちの回遊が生まれるチャンスもあるということも示しているのではないかと思います。

次に、コンパクトシティ政策における国の動きについて御説明します。

8ページを御覧ください。

平成26年の都市再生特別措置法の改正によりまして、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため「立地適正化計画」が制度化されるとともに、この計画と地域公共交通施策や公共施設等の総合的かつ計画的な管理との連携が求められております。これにつきましては、過去の審議会においても御説明しておりますので、詳細は省略します。

1つの事例として9ページに岐阜市の事例があります。こちらにつきましてはまさにコンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市に選定された事例でございます。先ほど全体像が見えないというお話がございましたが、左の方の部分を見ますと赤線が路線バスで、中心部分に結びついています。かといって全てに集約させるのではなくそれぞれの居住のポイントの中に幹線的な公共交通があり、そういったところにいかに結びつけていくのか。加えてそういった公共交通を使ってまちなかへ来ていただいて、歩く仕組みを作っていく。そして健康というテーマの中で歩くことで、医療費の削減にもつなげていくということで、社会的なコストの負担が減るといったこともございます。また、このようなバスの効率的な運行により、運転手不足にも対応できる部分もありますので、こういったものを実際に実行していけば、経済的な効果も見えてくるという形で分析されていると思います。後ほどこの辺の資料について御希望があれば、さらに詳細な資料について皆様の方に御提示させていただきたいと思っております。

次に10ページになりますが、これに付随した動きとしまして、「都市再生基本方針」の一部変更と「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更がございます。両方に共通しますのは、基礎自治体においては近隣市町村の協調・連携の重要性、都道府県においては広域調整の役割の追加について変更されたものです。

以上、特定小売商業施設の立地に関する現状について御説明いたしました。本日は現状についての御質問、御意見を頂戴するにとどめまして、繰り返しになりますが誘導・抑制の考え方の見直しにつきましては、次回の審議会で御検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

<p>会長</p>	<p>大型店による地域貢献活動、立地の現状等について御説明いただきました。こうした点について、できれば限られた時間の中ではありますが、私たちの方で認識を共有化した上で、次回以降大型店の立地の誘導、抑制に関することも含めて基本方針の見直しに関する議論を行っていきたいと思っております。</p> <p>御質問、御意見等はございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局の方で御理解いただいていると思うのですが、いわき市にイオンモールができて、時給1,000円以上で募集が掛けられています。そうしますと周辺の店舗がパート・アルバイトを募集するにしても1,000円も出せないという事業所が多く、人が集まりにくくなったと、人手不足に拍車をかけたと、そういう現象が起きています。</p>
<p>会長</p>	<p>本条例が施行されてから唯一の事例ですが、イオンモールについて、パートの賃金に関する現状についての御指摘でしたが、イオンモールによって周辺地域とどのような関係ができているのか、まだオープンしてから間もないのですが、御存じの範囲でお願いします。</p>
<p>商業まちづくり課 佐藤課長</p>	<p>確かに、それに関しましてはイオンモールがオープンする前から、募集の段階で時給が高いということで、時給の高い方に従業員が奪われてしまうという懸念の声があったのは事実だと思えます。我々も県の雇用労政分野、労働局、いわき市といったところから詳細な情報をつかんでいきたいと思っております。今後、この点も含めて今後大型店の誘致による周辺との関係性、地域全体の経済の循環についての1つの参考事例として更に調査していきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>聞いた話によると、当初鹿島街道を含め交通渋滞が懸念されていましたが、思ったほどではないかなと。夏休みのピークにはまた変わってくるのではないかとも思います。調査をして必要であればまた資料を提供していただけるということですので。</p> <p>ある意味では大型店の地域貢献活動と立地の現状、出店後にどういった影響があったのかという御説明をいただきましたが、商まち条例の大きな柱がこの大型店の立地の誘導、抑制ということで、これを次回以降に具体的に審議することになるわけです。その前段として他都市の事例で、どういった大型店が出店した後どのような影響が生じたのか、なかなか大型店だけの影響と言い切れるかは別として、事務局からの御説明ではそれに</p>

	<p>してもかなり顕著な影響が見られるというような御説明をいただいたと思います。我々も次回審議するに当たってはこういう影響も発生し得るといことも念頭に置きながら慎重に審議していく必要があると思います。</p> <p>何か御意見なり感想はありますか。よろしいですか。</p>
会長	<p>最後になりますが、基本方針見直しの今後の進め方について事務局から説明をお願いします。</p>
商業まちづくり課 笹川主任主査	<p>それでは、資料7「商業まちづくり基本方針」見直しの進め方（予定）」について説明させていただきます。</p> <p>見直しの進め方につきましては、前回の審議会で御説明いたしましたが、考え方に変更ございません。</p> <p>本日の審議会においては、③でございますように、今までご審議いただいた見直しの論点整理と論点ごとの方向性を踏まえ、中間整理素案の内容について議論をしていただきました。</p> <p>次回は、本日の素案で御意見をいただいた部分の修正内容やまだ御審議いただいていない項目を含め、中間整理案を提示させていただきますので、その内容について御検討いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>なお、次回の審議会の開催日程につきましては、後ほど調整させていただきます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの点について、御意見や御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、以上で議事は全て終了いたしましたので任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
司会	<p>川崎会長、ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たりまして、商工労働部長の橋本より御挨拶申し上げます。</p>
橋本部長	<p>熱心な御議論、御審議をいただき、ありがとうございました。只今いただきました御意見につきましては、事務局の方できちんと整理をし、会長と相談しながらまとめていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>私は、平成14、15年に、現在の商業まちづくり課が最初に立ち上がったときに、係長として在籍しておりました。平成</p>

17年に条例が制定されましたが、その議論をスタートした際に、本日の議論にもあった「コンパクトシティ」であったり、「持続可能なまちづくり」であったり、「社会貢献」といった議論がされておりましたので、非常に感慨深く思っております。
皆様には、引き続き商業まちづくりの推進、それから福島の復興も含めて、商工労働行政全般に多大なるお力添えをいただきますことをお願い申し上げ、挨拶といたします。
ありがとうございました。

司会	以上をもちまして、平成30年度第2回福島県商業まちづくり審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。
----	--

以上